

# 令和5年第7回（12月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第103号	市民いこいの家条例の全部改正について	高齢者支援課	1～2
議案第111号	上越市国民健康保険税条例の一部改正について	国保年金課	3～5
議案第95号	令和5年度上越市一般会計補正予算(第6号)	福祉課ほか	6～16
議案第96号	令和5年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	国保年金課	17～18
議案第98号	令和5年度上越市介護保険特別会計補正予算(第2号)	高齢者支援課	19～20

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第103号
提出課	高齢者支援課

## 市民いこいの家条例の全部改正について

### 1 改正理由

市民いこいの家条例の全部改正は、令和6年4月から市民の交流及び高齢者の趣味活動の場として、施設の供用を再開するため、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるもの

### 2 主な規定内容

#### (1) 設置（第1条関係）

市民の交流及び高齢者の趣味活動の場を提供することにより、市民のふれあい及び健康増進を図るため、いこいの家を設置するものとする。

#### (2) 名称及び位置（第2条関係）

名 称	位 置
市民いこいの家	上越市石橋一丁目1番3号

#### (3) 施設（第3条関係）

次のとおりとする。

- ア 多目的室
- イ 和室
- ウ 創作室
- エ 陶芸室
- オ 展示コーナー
- カ その他附属施設

#### (4) 事業（第4条関係）

次の事業を行うこととする。

- ア 工芸品、手芸品等の創作活動及び発表の場として、その利用促進を図ること。
- イ 創作活動に必要な各種講座等を開催すること。
- ウ その他いこいの家の設置目的を達成するために必要な事業

#### (5) 利用時間（第5条関係）

ア 午前9時から午後6時までとする。

イ アの規定にかかわらず、多目的室及び和室を占用して利用しようとする者は、次に掲げる時間に利用することができることとする。

(ア) (4)に規定する事業を実施する時間以外の時間

(イ) 午後6時から午後9時までの間における利用で、あらかじめ占用利用の承認を得た者がある場合にあっては、当該利用時間

ウ ア及びイの規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができることとする。

#### (6) 休館日（第6条関係）

次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができることとする。

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(7) 使用料（第11条、別表関係）

施設名		使用料（1時間につき）	
		9：00～18：00	18：00～21：00
多目的室		520円	1,040円
和室	大広間	800円	1,320円
	10畳間	180円	320円
	7畳間	180円	320円

(8) 上越市シニアセンター条例の廃止（附則第2項関係）

上越市シニアセンター条例（平成10年上越市条例第43号）は、廃止する。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 1 1 号
提 出 課	国保年金課

## 上越市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1 改正理由

上越市国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法施行令の一部改正を受け、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額するため、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 出産予定月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの間における出産被保険者の所得割額及び被保険者均等割額を減額する規定を追加する。（第25条関係）
- (2) 出産被保険者に係る届出の規定を追加する。（第27条の2関係）
- (3) 改正後の上越市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。（附則第2項関係）

### 3 施行期日

令和6年1月1日

### 4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（国民健康保険税の減額） 第25条 略 2 略 <u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者</u>	（国民健康保険税の減額） 第25条 略 2 略

改 正 案	改 正 前
<p><u>につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定に</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>より算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（追加）（出産被保険者に係る届出）</u></p> <p><u>第27条の2 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>(5) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u>（追加）</p>	

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第95号
提出課	福祉課

歳出科目 (P32~P33)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
福祉業務管理システム開発・運営費	12,028	3,817	15,845

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	1,908	委託料	3,817
一般財源	1,909		

【補正理由】

令和6年4月施行の障害者総合支援法に基づく基準等の一部改正に伴う障害福祉サービスの報酬改定に対応するため、システム改修に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者自立支援事業費等補助金	0	1,908	1,908
一般財源		0	1,909	1,909
合計		0	3,817	3,817

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	福祉システム改修委託料	0	3,817	3,817

【債務負担行為の設定】

システムの改修は、令和5年度から6年度の2か年度にわたる事業であるため、債務負担行為として4,961千円の限度額を設定するもの

区分	令和5年度 (補正)	令和6年度 (債務負担)	合計
障害福祉システム改修業務委託料	3,817	4,961	8,778

歳出科目 (P34~P35)	3款1項3目	障害福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
重度心身障害者医療費助成事業	416,752	18,949	435,701

主な補正財源		主な経費	
県支出金	6,321	一般財源	6,822
繰入金	2,638	扶助費	18,949
諸収入	3,168		

【補正理由】

受給者1人当たりの助成額が当初の見込みを上回ることから、助成費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	重度心身障害者医療費助成事業補助金	183,301	6,321	189,622
繰入金	国民健康保険特別会計高額医療費等繰入金	25,532	2,638	28,170
諸収入	重度心身障害者医療費助成事業高額療養費返納金	24,520	3,168	27,688
一般財源		174,726	6,822	181,548
合計		408,079	18,949	427,028

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	重度心身障害者医療費助成費	408,079	18,949	427,028



歳出科目 (P34~P35)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
軽・中等度難聴者補聴器助成事業	3,849	1,955	5,804

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,955	扶助費	1,955

【補正理由】

18歳以上の難聴者の補聴器申請件数が当初の見込みを上回ることから、助成費を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	軽・中等度難聴者補聴器助成費	2,886	1,955	4,841

<助成件数>

(単位：人)

当初	実績見込み	比較増減
100	277	177

歳出科目（P34～P35）	3款1項4目	障害者自立支援費
---------------	--------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
移動支援事業	125,761	5,449	131,210

主な補正財源		主な経費	
一般財源	5,449	扶助費	5,449

【補正理由】

利用者数が当初の見込みを上回ることから、助成費を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	タクシー利用等助成費	95,291	5,449	100,740

<利用者数>

(単位：人)

区分	当初	実績見込み	比較増減
タクシー券	1,852	1,967	115
燃料券	2,561	2,719	158
燃料費助成	834	886	52

歳出科目 (P34~P35)	3款1項4目	障害者自立支援費
----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
自立支援医療費支給事業	54,270	26,084	80,354

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	13,042	扶助費	26,084
県支出金	6,521		
一般財源	6,521		

【補正理由】

過年度に支出した給付費の過誤調整額が当初見込みを下回った結果、給付費に不足が生じることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者医療費負担金	23,662	13,042	36,704
県支出金	障害者医療費負担金	11,831	6,521	18,352
一般財源		11,831	6,521	18,352
合計		47,324	26,084	73,408

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	自立支援更生医療給付費	47,324	26,084	73,408

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P34~P35)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
五智養護老人ホーム管理運営費	250,731	8,409	259,140

主な補正財源		主な経費	
一般財源	8,409	補償、補填及び賠償金	8,409

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

区分	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	8,409	8,409
エネルギー価格高騰補填金	0	8,409	8,409

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越五智養護老人ホーム	8,409	社会福祉法人えちご府中会

歳出科目 (P34~P35)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
老人保護措置費等	104,378	2,064	106,442

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,064	補償、補填及び賠償金	2,064

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

区分	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	2,064	2,064
エネルギー価格高騰補填金	0	2,064	2,064

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
千寿園	995	社会福祉法人上越老人福祉協会
ケアハウス上越	1,069	社会福祉法人上越老人福祉協会
合計	2,064	

歳出科目 (P34~P37)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
生活支援ハウス運営費	75,890	1,822	77,712

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,822	補償、補填及び賠償金	1,822

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

区分	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	447	1,822	2,269
エネルギー価格高騰補填金	0	1,822	1,822

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
浦川原生活支援ハウス	626	社会福祉法人上越市社会福祉協議会
板倉生活支援ハウス	346	社会福祉法人上越市社会福祉協議会
清里生活支援ハウス	268	社会福祉法人上越市社会福祉協議会
名立生活支援ハウス	582	社会福祉法人上越市社会福祉協議会
合計	1,822	

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P36～P37)	3款1項7目	リゾートセンター費
----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
くるみ家族園管理運営費	31,098	3,217	34,315

主な補正財源		主な経費	
一般財源	3,217	補償、補填及び賠償金	3,217

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

区分	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	3,217	3,217
エネルギー価格高騰補填金	0	3,217	3,217

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越リゾートセンターくるみ家族園	3,217	株式会社メディカル&ケア

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P38～P39)	4款1項3目	予防費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
予防接種事業	424,103	13,030	437,133

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	13,030	補償、補填及び賠償金	13,030

【補正理由】

予防接種健康被害救済制度に基づき、予防接種健康被害認定者への給付に係る経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	1,766	13,030	14,796
合計		1,766	13,030	14,798

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	予防接種補償金	1,766	13,030	14,796
合計		1,766	13,030	14,796



提出課	地域医療推進課
-----	---------

歳出科目 (P38～P41)	4款1項7目	休日・夜間診療所費
----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
休日・夜間診療所管理運営費	116,678	2,694	119,372

主な補正財源		主な経費	
使用料及び手数料	33,052	需用費	2,694
県支出金	1,301		
一般財源	△31,659		

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症患者を含む発熱患者の診療を開始したことに伴い、医薬材料費及び休日・夜間診療所使用料が当初の見込みを上回ることから、増額するとともに新型コロナウイルス感染症患者の診療に必要な設備整備に関し、県の新型コロナウイルス感染症入院医療機関等設備整備事業費補助金の交付決定を受けたことから、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
使用料及び手数料	休日・夜間診療所使用料	22,787	33,052	55,839
県支出金	新型コロナウイルス感染症入院医療機関等設備整備事業補助金	0	1,301	1,301
一般財源		84,567	△31,659	52,908
合計		107,354	2,694	110,048

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
需用費	医薬材料費	1,941	2,694	4,635

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第96号
提出課	国保年金課

## 令和5年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要

### 【補正理由】

- (1) 一般管理費職員人件費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額するもの
- (2) 地方税法施行令の一部改正を受け、出産被保険者に係る産前産後期間の保険税を減額するとともに、システムの改修に係る賦課徴収費を増額し、あわせて一般会計繰入金を増額するもの
- (3) 一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の1人当たりの給付費が当初の見込みを上回ることから、保険給付費を増額し、あわせて県支出金を増額するもの

### 【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	国民健康保険税	2,780,069	△357	2,779,712
4	県支出金	12,146,273	533,983	12,680,256
6	繰入金	1,247,122	4,812	1,251,934
	一般会計繰入金	1,175,035	4,812	1,179,847
	合 計	16,173,464	538,438	16,711,902

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	174,345	4,455	178,800
	一般管理費職員人件費	68,348	55	68,403
	賦課徴収費	55,389	4,400	59,789
2	保険給付費	11,831,785	533,983	12,365,768
	合 計	12,006,130	538,438	12,544,568

【補正額の内訳】

(歳入)

1 款	国民健康保険税	△357 千円	
	・一般被保険者国保税（現年課税分）		△357 千円
4 款	県支出金	533,983 千円	
	・保険給付費等交付金（普通交付金）		533,983 千円
6 款	繰入金	4,812 千円	
	・一般会計繰入金（職員給与費等繰入金）		4,455 千円
	・一般会計繰入金（産前産後保険料繰入金）		357 千円

(歳出)

1 款	総務費	4,455 千円	
	・一般管理費職員人件費		55 千円
	・賦課徴収費		4,400 千円
2 款	保険給付費	533,983 千円	
	・一般被保険者療養給付費		326,385 千円
	・一般被保険者高額療養費		207,598 千円

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第98号
提出課	高齢者支援課

## 令和5年度上越市介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要

### 【補正理由】

- (1) 一般管理費職員人件費の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するもの
- (2) 令和6年度に予定されている介護保険制度改正に係る介護保険事務処理システムの改修経費を増額するとともに、完了が次年度となることから新たに債務負担行為を設定するほか、収支の均衡を図るため一般会計繰入金を増額するもの

### 【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	国庫支出金	5,875,031	3,107	5,878,138
7	繰入金	3,745,604	△5,084	3,740,520
	一般会計繰入金	3,627,977	△5,084	3,622,893

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	405,759	△1,977	403,782
	一般管理費職員人件費	123,246	△8,192	115,054
	一般経費	27,260	6,215	33,475

### 【債務負担行為の設定】

システムの改修は、令和5年度から6年度の2か年度にわたる事業であるため、債務負担行為として4,422千円の限度額を設定するもの

区 分	令和5年度 (補正)	令和6年度 (債務負担)	合 計
介護保険事務処理システム改修業務委託料	6,215	4,422	10,637

【補正額の内訳】

(歳入)

3 款 国庫支出金	3,107 千円	
・国庫補助金 (介護保険事業費補助金)		3,107 千円
7 款 繰入金	△5,084 千円	
・一般会計繰入金 (職員給与等繰入金)		△8,192 千円
・一般会計繰入金 (事務費繰入金)		3,108 千円

(歳出)

1 款 総務費	△1,977 千円	
・一般管理費職員人件費		△8,192 千円
・一般経費		6,215 千円